

■ 2月1日～28日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

1～31日【大型船】
上下便とも毎日運行

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

2月はジェット船の運行はありません。



税政係からのお知らせ

■ 正しく早めに確定申告

▼確定申告の期間

○所得税

2月18日(月)～3月15日(金)

※所得税の還付申告書は、申告期間前から提出できます。

○消費税

4月1日(月)まで

▼次の皆さんは確定申告をしてください。

- ① 事業をしている
- ② 不動産の収入がある
- ③ 土地や建物を売った
- ④ 1年間に給与の収入が2千万円を超えた
- ⑤ 給与所得・退職所得のほかに、合計で20万円を超える所得がある、など

▼住宅借入金等特別税額控除について

マイホームの新築・購入・増改築等をするための借入金について、一定の条件を満たすものは、毎年3月15日までに所得税の確定申告をすることにより、所得税及び住民税の税額控除の対象になります。ただし、給与所得者の方は、1年目は確定申告が必要ですが、2年目以降は年末調整により、税額控除が受けられます。また、所得税については、還付申告の場合、申告書を提出できる期間が5年間であるため、

確定申告の期限後でも、住宅借入金等特別税額控除は適用されますが、住民税については、原則として3月15日まで、遅くとも各年度の住民税の納税通知書が送達されるまでに申告しない場合、控除の対象となりませんのでご注意ください(地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2)。

村では、納税通知書は、例年6月上旬に発送されます。ただし、給与所得者の住民税の特別徴収(給与天引き)の場合は、5月上旬に特別徴収税額決定通知書が発送されます。

お問い合わせ

税政係 ☎ (5)0240内線113

▼財産の分与を受けたときの税の申告について

平成24年中に合計110万円以上の財産贈与を受けた人は、贈与税の申告をしてください。

○申告期間

2月1日(金)～3月15日(金)

つぎの場合は、相続時精算課税制度を選ぶことができます。

- ① 財産を贈与した人が65歳以上の親
- ② 財産の贈与を受けた人が20歳以上の子である推定相続人。

★ご注意!!

この制度を選ぶ場合は、つぎの書類を期間内に必ず提出してください。

- ① 相続時精算課税制度を選んだことを伝える「届出書」

② 「贈与税の申告書」

選ばない場合は、従来の課税方法が適用されます。くわしくは、芝税務署へお問い合わせください。

▼税務署等の閉庁日の対応について

平成24年分確定申告の期間内に、閉庁日でも申告の相談・申告書の受付を行う日があります。芝税務署の日程はつぎの通りです。

平成25年2月24日(日)

平成25年3月3日(日)

受付 午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)

相談 午前9時15分～午後5時
場所 東京国税局 合同会場
〒100-8102

東京都千代田区大手町1-3-3
お問い合わせ
芝税務署
☎ 03(3455)0551

企画調整室からのお知らせ

▼新島村の情報をお届け

広報にいまは年間購読ができます。親戚・友人へ送りたい、引越先で新島村の情報を知りたいなど、日本全国へお送りします。送料のみご負担ください(送付先のご住所、氏名を明記の上、90円切手×12枚をご用意ください)。くわしくは、お問い合わせください。

▼住所を変えるみなさんへ

みなさんと行政とを結ぶ広報

にいま。毎月みなさんのご家庭へお届けします。引越先などご住所を変えるときは企画調整室へご連絡ください。転出される方にはお届けを中止いたします。村内転居の方は転居先へお届けします。

▼ご結婚・ご出産された方へ

広報にいまでは、ご結婚された方、または、お生まれになったお子さんのお写真の掲載をカレンダーページにてご紹介しております。掲載許可を頂ける方は企画調整室までご連絡ください。

お問い合わせ

企画財政課 企画調整室
☎ (5)0240内線203
mail kouhou@nijjima.com

民生課からのお知らせ

■ 住民基本台帳カードを
作ってみませんか?

住民基本台帳カード(住基カード)は、住んでいる市区町村で交付が受けられるセキュリティに優れたICカードです。交付を受けるメリットとしては、運転免許証等を持たない方にとっては公的な身分証明として活用できたり、インターネットを通じて行政手続きの際に必要な「公的個人認証サービス」による電子証明書」を市区町村窓口で発行することができます。ほかにも、引越時の住所変更

にいま。毎月みなさんのご家庭へお届けします。引越先などご住所を変えるときは企画調整室へご連絡ください。転出される方にはお届けを中止いたします。村内転居の方は転居先へお届けします。

更の手続きが、引越し先の窓口へ一度行くだけで済むようになります(ただし事前に郵送などで転出手続きをしていただく必要があります)。
カードには写真付きのもの写真無しものがあります。写真付きのものについては住所、生年月日、性別が記載され、身分証明として利用できます。詳しくは民生課住民年金係までお問い合わせください。

問い合わせ
民生課住民年金係
☎(5)0240内線111
総合情報サイト
<http://juki-card.com/index.html>

教育委員会からのお知らせ

進学に育英資金

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。平成25年度も引き続き行いますので、ご利用ください。貸し付けの条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日(平成25年4月1日)の1ヶ月以上前から、新島村に住所がある人。

【学校の種類】

- ①国立・公立・市立の大学・短期大学・大学院(専修課程に限る)
- ②国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】(月額)

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ①貸付申請書(第1号様式)
- ②納税証明書
- ③所得を証明できるもの
- ④住民票(家族全員の続柄を記載のもの)
- ⑤在学証明書または入学許可証
- ⑥振替口座番号(本人名義)
- ⑦高校3年生の成績証明書

【受付期間】

2月25日(月)～4月24日(水)

【返済期間】

貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

- ①新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替
 - ②役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。
- ※ご注意
現在、納付書で支払している方で口座振替を希望の場合は、2月22日(金)までに郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203直通

平成25年度式根島生徒の

宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

宿泊条件

- ①連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。
 - ②次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。
- 宿泊料 1泊6千円
(宿泊料5千円、食事代千円)募集締切
平成25年2月15日(金)
申込・問い合わせ先
教育委員会 ☎(5)0203直通

法的トラブルでお困りの方へ

民事法律扶助とは？

民事法律扶助とは、経済的にお困りの方が法的トラブルにあった時に、無料法律相談を行い、必要な場合は法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立て替えを行う制度です。

【利用方法】

はじめにご利用の方は、最寄りの法テラスにお問い合わせください。法律相談の申込方法をご案内します。資力が乏しく、法律相談の必要のある方には無料で法律相談(法律相談援助)を行います(刑事事件に関するものは対象になりません)。

法律相談援助は、法テラス事務所のほか、法テラスに登録した弁護士・司法書士の事務所でも行います。法律相談の結果、代理援助または書類作成援助が

必要な方には、審査などのご案内をします。

【援助の内容】

- 法律相談援助：弁護士・認定司法書士による無料法律相談。
- 代理援助：裁判や調停、交渉などで専門家の代理が必要な場合に、弁護士・認定司法書士を紹介し、その費用を立て替えます。
- 書類作成援助：自分で裁判を起こす場合に、裁判所提出書類の作成を行う弁護士・司法書士を紹介し、その費用を立て替えます。

【援助の要件】

資力が一定額以下であること
夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入または資産を加算した金額で判断します。詳しくはお問い合わせください。
勝訴の見込みがないとはいえないこと
和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

民事法律扶助の趣旨に適すること
報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【民事法律扶助の手続きの流れ】

法律相談援助
代理援助や書類作成援助の申込みの方にも、まず法律相談を受けていただきます。法律相談で解決した方は、以下の手続きには進みません。
※法律相談援助を利用するには援助要件①③を満たす必要があります。

審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において援助要件①②③を満たす必要があります。援助を申し込まれた方には、資力を証明する書類(給与明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税または非課税証明など)、住民票(世帯全員、本籍地の記入があるもの)、関連書類などをご持参いただきます。

援助開始決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の費用(着手金・実費等)を決定します。決定した費用は法テラスが立て替え、原則として毎月5千円～1万円ずつ分割で償還(お支払い)いただきます(無利息)。

事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金およびその支払方法を決定します。最終時における事件での入金状況および被援助者の経済状況に応じて償還猶予・免除する制度もご用意します。

【申込み・問い合わせ先】

- 業務時間 平日午前9時～午後5時
- 法テラス東京 ☎050(3383) 5300
- 法テラス新宿 ☎050(3381) 2312
- 法テラス池袋 ☎050(3383) 5321
- ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/Tokyo/>